

☆お墓の多様化

①永代供養墓

一般の先祖代々のお墓と異なり、他の人と同じお墓や納骨堂に共同で遺骨が安置され、お寺が供養と管理をしてくれるもの。無縁化の心配をしなくてよい

②手元供養

お墓に入らない選択として、遺骨などを自宅に置いて供養する方法。

手元供養自体には、分骨証明書は必要ないが、手元供養をしている遺骨を納骨する際には「分骨証明書」が必要になるので、将来、納骨する可能性があれば分骨証明書をもらっておいたほうがよい

③散骨葬

遺骨を粉にして、海や山などの自然へ直接還すこと

☆散骨は犯罪？

⇒散骨については、刑法 190 条（死体遺棄等罪）の「死体、遺骨、遺髪・・・を損壊し、遺棄し・・・た者は、3年以下の懲役に処する。」にあたる可能性がある。もっとも、ある程度の節度をもった形での散骨は、処罰の対象としないという扱いが事実上定着している。

よって、遺骨が骨と分からないような状態になるまで粉碎して海などに撒くような、場所および方法について配慮をしたうえでの散骨は問題ない。

逆に言えば、他人の所有・管理する場所や、近隣への影響がある地域での散骨などは問題となる可能性が高くなる。

☆お墓を建てるとは？

①墓地の使用契約（墓地との契約）・・・永代使用料＋年間管理料

＋

②墓石の購入契約（石材店との契約）・・・墓石費用＋工事費用

なお、墓地によっては石材店が指定される場合あり

☆お墓の引っ越しと離檀料

遺骨を取り出してお墓を撤去し、墓地の使用権をお寺に返すことを「墓じまい」という。墓じまいの後に、手元供養や散骨をすることもありますが、そうせずに遺骨を他のお墓に移すことを「改葬」という。

改葬にあたっては、元のお墓の管理者に「埋葬証明書」を発行してもらったうえで、元のお墓がある自治体から「改葬許可証」を発行してもらう必要がある。墓地の管理者である住職が「埋葬証明書」を出してくれなければ改葬許可が下りないが、この際に、「離檀料」と言われる高額なお布施を要求されるケースがある